

2010年12月9日

みずほコーポレート銀行(中国)有限公司

中国アドバイザリー部

—中国人民銀行公告関連—**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第139号)****中国人民銀行、
国外機関の非居住者人民元口座に係る金利について規定
～非居住者人民元口座には普通預金金利を適用～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行弁公庁は2010年11月19日付で、『国外機関の人民元銀行決済口座預金金利に関する事項についての通達』(銀弁法[2010]221号、以下、『221号通達』という)を公布しました。『221号通達』では、国外機関が中国国内に開設する人民元預金口座(以下、「非居住者人民元口座」という)につき、普通預金金利を適用する旨、規定しています。

クロスボーダー人民元決済の規制緩和にあわせ、中国人民銀行は今年8月、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』(銀発[2010]249号、以下、『弁法』という)を公布。従来は上海市や広東省など、地域別に規定されていた非居住者人民元口座について、中国全土共通の規定を制定しました。

『弁法』では非居住者人民元口座の開設には口座開設地の中国人民銀行支店の審査・承認が必要であるなど、非居住者人民元口座の開設手続などについて規定。『弁法』第4条では非居住者人民元口座の受取・支払範囲につき、「法に基づき実施する各種クロスボーダー人民元業務に使用することができる」とし、貨物貿易やサービス貿易など、実需に基づいた人民元建て決済であれば非居住者人民元口座が使用可能であると明確に規定しました。一方、口座資金に係る現金業務、外貨転を禁止するなど、一定の規制を設けていました。

この度公布された『221号通達』では、上述の非居住者人民元口座について、「国外機関が中国国内の銀行業金融機関に開設する人民元銀行決済口座の預金金利は、中国人民銀行が公布する普通預金金利に基づき執行する」とし、非居住者人民元口座の適用金利について明確化を図りました。

中国政府は今月に入り、67,359社にわたるクロスボーダー人民元決済の新規輸出試行企業のリストを公布するなど、人民元建て決済の推進を図っています。一方、地元メディアには、ホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防止するため、関連当局がクロスボーダーの人民元資金の移動管理強化を図っている模様だと指摘する声もあります。

中国・国務院は共産党政治局会議において、2011年の金融政策につき、2010年までの「適度に緩和」という方針から、中立に近い「稳健」に変更することを決定。こうした政策転換もあり、複数のメディアで、今後の金融政策がさらに引き締めに傾くのではないかと指摘しています。

人民元の国際化にむけたクロスボーダー人民元決済の推進という方針と、引き締めに傾く金融政策との間で、人民元建て決済に関しては今後も新たな政策が公布される可能性があります。そのため、引き続き関連当局の動向にあわせた対応をとる必要性が高まっています。

『221号通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および3ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、隨時ご案内させていただきます。

中国銀行業 銀法[2010]221号

『国外機関の人民元銀行決済口座預本金利に関する事項についての通達』

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行・深セン市中心支行、国家開発銀行、各政策性銀行、各国有商業銀行、各株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行:

ここに国外機関が中国国内の銀行業金融機関に開設する人民元銀行決済口座の預本金利に関する事項につき
以下のように通知する:

1. 国外機関が中国国内の銀行業金融機関に開設する人民元銀行決済口座の預本金利は、中国人民銀行が公
布する普通預本金利に基づき執行する。
2. 中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、深セン市中心支行は本通達を
管轄区内の銀行業金融機関に転送し、併せて執行を督促しなければならない。

2010年11月19日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 仮訳 】

中国人民银行办公厅
银办法[2010]221号
《关于境外机构人民币银行结算账户存款利率有关事宜的通知》

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行；国家开发银行，各政策性银行，各国有商业银行，各股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

现就境外机构在中国境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户存款利率有关事宜通知如下：

- 一. 境外机构在中国境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户的存款利率，按中国人民银行公布的活期存款利率执行。
- 二. 请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行将本通知转发辖区内银行业金融机构，并督促执行。

二〇一〇年十一月十九日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。